

広島高等裁判所令和 4 年(ネ)第 193 号 損害賠償請求控訴事件

[原審:広島地方裁判所三次支部令和 3 年(ワ)第 29 号]

控訴人(原審原告) 高野 邦夫 (コウノクニオ)

被控訴人(原審被告) 国 代表者法務大臣 葉梨 康弘

準 備 書 面 (尙)

上記当事者間の広島地方裁判所三次支部令和 3 年(ワ)第 29 号損害賠償請求事件〔令和 4 年 4 月 27 日判決言渡・同年 4 月 28 日判決書送達・同年 5 月 2 日控訴〕について、控訴人は、本書面にて提出済控訴趣意書を少々補充し、また被控訴人国の答弁書に反論するものとして、重複する点も多々あるも下記の通りの主張・立証を行うものとする。

◎付属書類

1	甲第 46 号証	写し	1 通
2	甲第 47 号証	写し	1 通
3	甲第 48 号証の 1 と 2	写し	各 1 通
4	甲第 49～51 号証	写し	各 1 通
5	証拠説明書(尙)	正副	各 1 通

令和 4 年 9 月 9 日

広島高等裁判所民事第 2 部 御中

記

第一. 序 論

1. 以下においては控訴人を「私」、被控訴人国を「国」、本件東京地方検察庁特別捜査部直告受理等班検察官(氏名不明)を「本件検察官」と略称し、その他の用語については、なお従前の例による他、随時補充する。
2. 控訴趣意書(理由書)を補充し、私の主張が正当なものである事を明らかにする。
3. なお私の主張を裏付ける証拠として甲第 46,47,48,49,50,51 号証を新規に提出する。

第二.裁判官の免責理論(違法限定説)をも含む違法性二元論と反射的利益論に対する反論

1. 反射的利益論の問題は、法律論以前の「日本語の意味の問題」に帰着します。

例えば無線工学では、電波の伝搬で送信アンテナから送信された電波が、何にも遮蔽される事なく受信アンテナに届いた場合、届いた電波を直接波と呼称します。そして山岳やビルなどに衝突して跳ね返った電波を反射波と呼称します。この場合の反射は、直接ないし間接との相対的な比較概念として使われています。

2. 次に的ですが、「③…のような。…の性質がある」という意味です。したがって直接的なものは、反射的なものではないのです。

【広辞苑第五版】より引用

○はん - しゃ【反射】

①〔理〕光などが物に当ってはねかえること。一媒質中の波動が、他の媒質との境界面で方向を変え、もとの媒質中を進行する現象。

②〔生〕感覚器官に与えられた刺激が、中枢を経て、意識と無関係に規則的に特定の筋肉や腺などの活動を起す現象。転じて、無意識的な行動。

○ちよく - せつ【直接】

(direct) 中間に隔てるものがなく、じかに接すること。「電源に一したコード」「本人から一話を聞く」間接。

○かん - せつ【間接】

(indirect) 2つのものが中間に何か物事を介して対すること。じかの関係でないこと。また、遠回しに示すこと。「一に言う」直接。

○的

〔音〕テキ

〔訓〕まと(名) あきら・いくは

①(弓の)まと。めあて。「射的・標的・目的・的中」

②あきらか。はっきり。「的確・的然」「的として」(まさしく)

③…のような。…の性質がある。「本格的・魅力的・劇的」。…に関する。「私的・美的・技術的・精神的」romanticを「浪漫的」とするように、英語の-ticの音訳としても使う。中国語では、…のもの、…の、などの意を表す助字として用いる。「我的手(=わたしの手)・買的(=買った物)」

3.不法行為(違法な侵害行為)から生じた被侵害利益は、直接的なものでなくてはならないのは相当因果関係論からも同様の結論となる。この直接的か間接的かのメルクマールとして「侵害行為が被侵害利益に向けられているか否か=侵害行為の方向性」が存在する。

4.本件検察官の「外形上正当な職務執行を装った不法行為による慰藉料」、則ち直接損害を私は訴求しているのであり、抑も違法性二元論など出る幕ではなかったのである。

5.そもそも違法性二元論(反射的利益論)は、一国家に違法性の判断基準を二つ認める場合と解される。そしてその機能は、夥しい数の公務員の職務犯罪を庇護・隠蔽する結果を招来するものである。したがって、かりに違法性二元論を認めるにしても限定的でなくてはならない。「公権力の行使にあたる公務員」にしても、明らかに職権濫用で公権力の行使と言えないような場合に適用があってはならないのである。

6.原判決は、国の援用した「出る幕の無い違法性二元論」に盲従しただけであるから、私の求めた「裁判官の良心の見える裁判」を行ったとは言えるものでは断じて無い。尤も、現在の司法権の構造、就中、任命権者が補職権で牛耳っている「裁判官キャリアシステム」の下では「無い物ねだり」だったようにも思えますが。

第三.廃棄物不法焼却罪の構成要件該当性について

1.犯罪の(特別)構成要件とは、犯罪行為を原因として通常生ずる結果(被害)を定型化したものである。その因果関係は、必然でなくても蓋然性の高いものであれば足りると解される。

2.原審の判旨によれば、廃棄物不法焼却罪(廃棄物法 25 条一五号)の罪が、ザル法で名高い売春防止法と同様に、所謂「被害者=告訴権者なき犯罪」となってしまう。地球を環境破壊から守るために制定された廃棄物法が、無謀なザル法である筈もなく、またあつてはならないと思料される。くどいようですが、個人≠公衆なのです。また原審の判旨によれば、公衆が告訴権者と解する余地はある。法的手続が存するのか国に伺い知りたい(求釈明)。

【広辞苑第五版】より引用

○がいぜん - せい【蓋然性】(probability)

①ある事が実際に起るか否かの確実さの度合。 ②確率

○ざる - ほう【箆法】…ハフ

ざるの目のように粗くて、抜け道の多い不備な法律。

★刑法第 193 条(公務員職権濫用)

公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

★刑法第 103 条(犯人蔵匿等)

罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

★刑事訴訟法第 239 条〔告発〕

①何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

②**官吏**又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、**告発をしなければならない。**

第四.告訴権と請願権との対比

1.憲法第 16 条を受けて、請願法が詳細を定めている。

☆憲法第一六条〔請願権〕

何人も、**損害の救済**、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

★請願法

・第一条〔この法律の目的〕

請願については、別に法律の定める場合を除いては、この法律の定めるところによる。

・第二条〔請願の方式〕

請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。

・第三条〔請願書の提出先〕

請願書は、請願の事項を所管する官公署にこれを提出しなければならない。天皇に対する請願書は、内閣にこれを提出しなければならない。

②請願の事項を所管する官公署が明らかでないときは、請願書は、これを内閣に提出することができる。

・ 第四条 [提出先を誤った請願書の処置]

請願書が誤って前条に規定する官公署以外の官公署に提出されたときは、その官公署は、請願者に正当な官公署を指示し、又は正当な官公署にその請願書を送付しなければならない。

・ 第五条 [請願の処理]

この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。

・ 第六条 [差別待遇の禁止]

何人も、請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

2. 単なる御願いで、官公庁を拘束するものではない請願権でさえ「受理し誠実に処理しなければならない(法5条)」と受理義務を定め、官公署の恣意的不受理を許さない強行規定だと解される。

3. 況んや、犯罪の鎮圧という公益に奉仕する側面のある告訴(刑訴法230条)の場合、恣意的不受理が許されないのは、事理当然と言うべきなのである。

4. 詳述する必要があるれば別書面で述べますが、**甲第48号証の1と2**を御覧下さい。**1**は、警視庁葛西警察署の署長(平成5年当時)が、私の請願(穏やかな意味での告訴の意思表示)を開封した後に受取拒絶した内容証明郵便の入っていた封筒です。**2**は**1**の内容物である内容証明文書です。郵便法によれば開封したら受取拒絶出来なかった筈なのですが、葛西警察署の署長が郵便局員を威圧して行ったものと推認されるどころです。

第五. **甲第46,47号証**について

1. **甲第46号証**は、東京地方裁判所平成10年(ワ)第12351号損害賠償請求事件において、被告国が**乙第1号証**として提出した赤根智子検事(平成6年当時・現国際刑事裁判所判事)作成の陳述書(以下**赤根陳述書**という)で、13頁に渡り虚偽事実が述べられています。

2. **甲第47号証**は、東京地方裁判所平成10年(ワ)第12351号損害賠償請求事件の判決書です(以下**合田判決**という)。これにより**赤根陳述書**が、内容虚偽の出鱈目な文書である事実を立証します。

3. **合田判決**を書かれた合田智子裁判官は、現在(さいたま家裁川越支部判事・さいたま地裁川越支部判事・川越簡裁判事)として現役のようです。

4. なおこの事件の発端は、警視庁葛西警察署の署長が、私の郵送した内容証明郵便(緩やかな告訴の意思表示)を開封した後に受取拒絶したという違法行為でした。警察官僚の法的資質の低さを証明する証拠(**甲第48号証の1と2**)として提出します。

5. **甲第48号証の1と2**との関連は、葛西警察署長の受取拒絶が**赤根陳述書・合田判決**へと連なったという因果にあるのです。

6. 上述のとおり、本件検察官には本件告訴状の受取義務が存在していた。そうであるにも関わらず、返戻書を付して私に送り返した。言い方を変えれば、私の告訴権の行使を妨害し無効にする職権濫用行為を行った事になると解される。

第六. 結 語

1. かりに千歩を譲り原審の判決を忍受するとしても、本件検察官に、少なくとも津田廣雄に不法焼却罪が成立している事実の認識は存在した筈である。然るに津田廣雄は、現在でも相変わらず無分別ゴミ(廃棄物)の焼却を続けている(甲第 51 号証)。
2. この事実は、本件検察官が何らの防止措置も講じなかった事の証左で、自ら不法焼却罪を犯したのと同じである(不真正不作為犯)。
3. さらに本件検察官は官吏である。そうであるなら、刑事訴訟法第 239 条の告発義務が存した筈である。この告発義務が死文化したのか、はたまた削除されたのかにつき国に対し釈明を求める(求釈明)。

★刑事訴訟法第 239 条 [告発]

- ① 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。
- ② 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

4. 検察庁法第 4 条は検察官の職務について規定し、第 6 条は犯罪の捜査について検察官の絶大なる権限を付与している。これらは、検察官が公益の代表者として職務を遂行する場合に妥当するもので、些かも恣意的な職務執行を許すものではない事は明らかである。

☆憲法第一三条 [個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重]

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

★検察庁法

・ 第四条 [検察官の職務]

検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

・ 第六条 [犯罪の捜査]

検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。

- ② 検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

4. 本件検察官は、告訴を受理する法的作為義務がありながら、返戻という不作為で受理を拒絶した。唯々職権濫用行為と言う他ない。かりに違法性二元論を認めるにしても、その職務上の行為が「公益目的のために行われた」と客観的に認められる場合に限定されなくてはならない。そうでなければ、夥しい数の公務員犯罪を庇護・隠蔽する結果となり、警察と馴合癒着構造の実体から、検察ファッショ(検察官独裁)をもたらし、司法権への信頼を甚だしく損なう事になるからである。
5. 本件告訴は、公共の福祉に適うもので反するものではない。したがって。最大の尊重がなされて然るべきである(憲法第 13 条)。

以上控訴人 こうのくに 高野邦夫